

春日部市イネカメムシ防除推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、米の安定生産及び品質の向上を図るため、市内の米生産圃場^ほにおけるイネカメムシの発生を防ぐことを目的とする薬剤散布による広域防除を行う団体等に対し、補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、春日部市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年規則第125号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内において農業生産の振興を推進する農業経営者3人以上で組織された生産者団体
- (2) 市内に所在地を置く農業法人
- (3) 市内に支店を有する農業協同組合

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、薬剤散布による広域防除を行った市内の米生産圃場について10アール当たり500円（同一圃場において複数回薬剤防除を実施した場合も同額）を限度としかつ、毎年度予算の範囲内において市長が定める額とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度7月31日までに、春日部市イネカメムシ防除推進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に事業計画書及び薬剤散布予定箇所一覧を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 補助金の交付決定の通知は、春日部市イネカメムシ防除推進事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(変更の申請)

第6条 補助金の交付決定後に薬剤散布予定箇所の変更により申請額に変更が生じたときは、春日部市イネカメムシ防除推進事業費補助金変更承認申請書（様式第3号）に変更後の事業計画書及び薬剤散布予定箇所一覧を添えて市長に提出しなければならない。

(変更決定の通知)

第7条 補助金の変更決定の通知は、春日部市イネカメムシ防除推進事業費補助金変更決定通知書（様式第4号）によるものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者（規則第2条第3号に規定する者をいう。）は、実績報告をしようとするときは、当該年度の11月30日までに、春日部市イネカメムシ防除推進事業費補助金実績報告書（様式第5号）に事業報告書、薬剤散布実施箇所一覧及び図面を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 補助金の額の確定の通知は、春日部市イネカメムシ防除推進事業費補助金確定通知書（様式第6号）によるものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助金の交付の請求は、春日部市イネカメムシ防除推進事業費補助金交付請求書（様式第7号）によるものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助対象者が虚偽の申請によって補助金を受けたときは、交付した補助金の全部を返還させることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（要綱の見直し）

2 市長は、補助金支出の効果の検証を毎年度行うものとし、その結果に基づいて令和13年3月31日までに要綱の制定改廃その他必要な措置を講ずるものとする。